

背景

- ◎ 食料、資源・エネルギーの確保や物資の輸送、地球環境の維持等、海が果たす役割の増大
- ◎ 海洋環境の汚染、水産資源の減少、海岸侵食の進行、重大海難事故の発生、海賊事件の頻発、海洋権益の確保に影響を及ぼしかねない事案の発生等、様々な海の問題の顕在化

海洋政策の新たな制度的枠組みの構築が必要

海洋基本法の成立(平成19年4月20日)、施行(同7月20日)

基本理念

- | | |
|------------------------|-------------|
| ①海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和 | ②海洋の安全の確保 |
| ③科学的知見の充実 | ④海洋産業の健全な発展 |
| ⑤海洋の総合的管理 | ⑥国際的協調 |

基本的施策

- ①海洋資源の開発及び利用の推進
- ②海洋環境の保全等
- ③排他的経済水域等の開発等の推進
- ④海上輸送の確保
- ⑤海洋の安全の確保
- ⑥海洋調査の推進
- ⑦海洋科学技術に関する研究開発の推進等
- ⑧海洋産業の振興及び国際競争力の強化
- ⑨沿岸域の総合的管理
- ⑩離島の保全等**
- ⑪国際的な連携の確保及び国際協力の推進
- ⑫海洋に関する国民の理解の増進等

海洋政策の推進体制

国

- 総合海洋政策本部の設置
(本部長：内閣総理大臣
副本部長：内閣官房長官、海洋政策担当大臣)
- 海洋基本計画の策定(平成20年3月)、見直し(平成25年4月)
(海洋に関する施策についての基本的な方針、海洋に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を規定。おおむね5年ごとに見直し。)

地方公共団体

各区域の自然的社会的条件に応じた施策の策定、実施

事業者

基本理念に則った事業活動、国・地方公共団体への協力

国民

海洋の恵沢の認識、国・地方公共団体への協力

海洋管理のための離島の保全・管理

「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」(平成21年12月総合海洋政策本部決定)に基づく施策の推進

1. 目的・意義 国土面積(約38万km²)の約12倍に及ぶ排他的経済水域等の管轄海域約447万km²の適切な管理のため、離島の保全及び管理を的確に行う

2. 離島の役割

- 1) 排他的経済水域など我が国の管轄海域の根拠
- 2) 広大な海域における活動を支援し促進する拠点
- 3) 自然環境の形成や人と海との歴史や伝統を継承

3. 離島の保全・管理に関する施策

1) 海洋に関する我が国の管轄権の根拠となる離島の安定的な保全・管理

- ① 状況把握・データ収集及び一元管理
- ② 離島及び周辺海域における監視の強化
- ③ 低潮線を変更させるような行為の規制等の推進
→ 損壊行為の規制、無主の土地の国有財産化
- ④ 関係府省による情報共有・対応体制の構築
- ⑤ 名称不明離島の名称の決定・地図等への記載

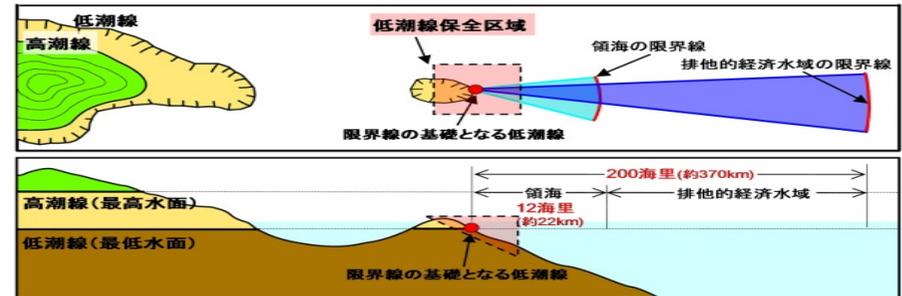
2) 海洋における様々な活動を支援し促進する拠点となる離島の保全・管理

3) 海洋の豊かな自然環境の形成の基盤となる離島及び周辺海域の保全・管理

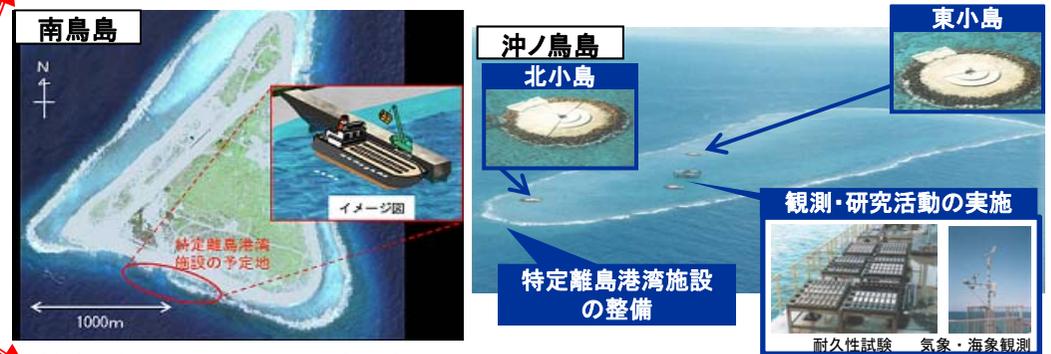
4) 人と海との関わりにより形作られた離島の歴史や伝統の継承

① 低潮線保全区域の指定

低潮線保全法(平成22年5月成立)に基づき、排他的経済水域の基礎となる低潮線を対象として、185の低潮線保全区域を政令にて指定(平成23年5月閣議決定)。→離島に137区域(約7割)



② 特定離島における拠点施設の整備



③ 無主の土地の国有財産化

低潮線保全区域周辺の無主の土地について、灯台又は水路測量標を根拠として海上保安庁が23地区を所有。平成23年8月に完了。

④ 名称不明離島の名称の決定・地図等への記載

排他的経済水域の根拠となる離島は99島。その内、名称の無い離島49島について、自治体、漁協等に調査を行い、10島について名称を確認し、平成23年5月に名称を地図、海図に記載することを決定。また、残る39島についても、平成24年3月に名称を決定。